

利用団体の皆さまへ

施設の利用に際しては、次のとおり、利用上のルールやマナーを守ってください。*守っていただけない場合は、利用をお断りします。

米原市教育委員会事務局スポーツ推進課
(TEL0749-53-5155)

【利用上のルール、マナー】

利用申請時

- ・利用申請に当たっては、優先順位がありますので、御注意ください。
- ・体育施設の重複予約については、原則できません。ただし、大会等で複数の会場を同時に利用する必要がある場合を除きます。
- ・雨天時の予備申請（雨天時の体育館の予約等）はできません。*一部の団体を除く。
- ・キャンセルの届出および使用料（利用料）の取扱いは、利用の手引きを遵守してください。

利用当日

- ・利用に当たっては、必ず施設管理者の指示に従ってください。
- ・利用後の後始末をしっかりと、戸締りをしっかりとしてください。
- ・施設、器具等は大切に扱い、破損や紛失をしたときは必ず届け出てください。
- ・個人の私物用具について、室外・室内しっかりと区別し利用してください。
- ・鍵は、代表者または責任者が、責任を持って返却してください。
- ・喫煙は所定の位置でお願いします。*学校敷地内は禁煙です。（厳守）
- ・ゴミは、必ずお持ち帰りください。
- ・車は、指定された場所に駐車してください。（*路上駐車厳禁）
- ・他人の迷惑となるような行為をしないでください。
- ・終了時間を厳守してください。
- ・利用後は、必ず使用報告書を提出してください。

*皆さまの御理解と御協力をお願いします。

【米原市体育施設利用許可申請等にかかる取扱い規定抜粋】

米原市内体育施設利用申請に係る優先順位について

(優先順位)

- ① 米原市・米原市教育委員会が主催する事業等
- ② 米原市内の保育園、幼稚園、認定子ども園、小学校、中学校が主催する事業等（中学校の部活動を含む）
- ③ 米原市、米原市教育委員会が共催、後援する事業等
- ④ 米原市内の自治会が主催する事業等
- ⑤ 米原市スポーツ協会および米原市スポーツ少年団が主催、共催、後援する事業等
- ⑥ 米原市内の総合型地域スポーツクラブの事業および活動等
- ⑦ 米原市スポーツ協会に加盟する団体、米原市スポーツ少年団に加盟する団体、高等学校の部活動等
- ⑧ 米原市内在住のものが半数以上かつ5名以上いる団体
- ⑨ その他の団体または個人

(特記事項)

- ア ①～⑥については、利用調整前に申請できる。
- イ ⑦～⑨は、原則として雨天時のための予備申請（雨天時の体育館の予約等）はできない。
- ウ 利用申請順位が重なる場合は、施設管理者が調整するか、利用者同士で話し合いをして決定する。
- エ 学校開放施設は、学校の主催行事（運動会、入学式、卒業式等）を最優先とする。